

公共交通ネットワーク維持確保補助金（新型コロナウイルス関連対策）交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大および外出自粛要請などによって、利用者が減少し、収益が悪化している公共交通事業者に対して令和3年度9月補正予算で計上した予算の範囲内において、公共交通ネットワークを維持・確保するための支援として路線収支の一部を補助する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運送収入 鉄道会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）に定める鉄道事業営業収益、自動車事業会計規則（昭和三十九年運輸省・建設省令第三号）に定める自動車事業営業収益、海運企業財務諸表準則（昭和二十九年九月三十日運輸省告示第四百三十一号）に定める海運業収益
- (2) 補助金 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金の内、路線に対して交付されたもの
なお、令和元年度補助金実績を12で除したものを1か月分の補助金とする
- (3) 委託費 市町や企業等の団体から運行を受託する際の金額
なお、月ごとに委託費が決まる場合は実績値を委託費とし、年間など長期で委託費が決まる場合は期間の月数で除したものを1か月分の委託費とする
- (4) 路線収入 運送収入を路線に按分したものに補助金、委託費を加算したもの
- (5) 営業費用 鉄道会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）に定める鉄道事業営業費、自動車事業会計規則（昭和三十九年運輸省・建設省令第三号）に定める自動車事業営業費、海運企業財務諸表準則（昭和二十九年九月三十日運輸省告示第四百三十一号）に定める海運業費用。ただし、毎月発生しない費用の内、車両や船舶等の購入費については購入年度に減価償却期間の月数で除したものを1か月分の費用とし、修繕費については、12で除したものを1か月分の費用とする。また、その他、毎月発生するものではない営業費用については、都度協議を行い決定する。
- (6) 路線損益 路線収入から営業費用を減算したもの
- (7) 減収率 路線収入を令和3年と令和元年の同月と比較した際の割合。ただし、令和2年度から運行開始の路線については令和2年の同月と比較した際の割合とする。

2 前項に定める営業費用のうち、車両、船舶の購入費、修繕費等の毎月発生するものではない営業費用については別表1に記載のとおりとする。

（交付対象・対象期間）

第3条 交付対象路線及び航路は、別表2に記載のとおりとする。

2 対象期間は令和3年5月、令和3年6月、令和3年7月とする。

（交付額等）

第4条 交付額は別表3の計算式により算出された各月の額を合計したものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「事業者」という。）は、別記様式第1号による申請書に、別紙1（Excel 様式）のほか、その他知事が必要と認める書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書等の提出期限は令和4年1月28日とする。

(交付の決定)

第6条 知事は第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行う。

2 前項の決定において、補助金を交付する場合にあっては、別記様式第2号の1により、補助金を不交付とする場合にあっては、別記様式第2号の2により、知事は事業者に対し通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第6条の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(遂行状況報告)

第8条 規則第10条の規定により、知事の求めがあったときは、事業者は、事業遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告書は、別記様式第3号によるものとする。

2 前項の実績報告書には、別紙1の報告書、および別途知事が必要と認める書類を添付するものとする。

3 第1項の実績報告書は知事が特に認める場合を除き補助金交付決定通知を受領した日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第15条の規定により交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取消し、又は変更することができる。

(1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 申請者が、虚偽の申請などの不正や、その他知事が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合

(3) 申請者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合

(4) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、悪質と認めるときは返還の対象となる補助

金と同額の違約金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 知事は前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、違約金又は延滞金の全部または一部を免除することがある。

(立入検査等)

- 第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させる。
- 2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(補助金の経理書類の保管)

- 第13条 事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 事業者は、前項に規定する書類について、知事の求めがあったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(実施規定)

- 第14条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。

[別表 1 (第 2 条関係)]

対象	取扱い
車両、船舶の 購入費	取得金額を「法定耐用年数×12」で除した金額を1か月分の購入費とする。
修繕費	修繕費を12で除したものを1か月分の修繕費とする。
その他	その他、毎月発生するものではない営業費用については都度協議を行い決定する。

[別表 2 (第 3 条関係)]

モード	対象路線及び航路
バス	広島県内に主たる事務所を置く事業者の一般乗合旅客自動車運送事業として運行する路線、または「広島県地域間幹線系統確保維持費補助金」「広島県広域生活交通路線確保維持費補助金」の2つの補助金のいずれかの交付対象路線のうち、減収率が30%を超え、かつ路線損益が赤字の路線
旅客船	広島県内の港を主な発地とする一般旅客定期航路事業として運航する航路のうち、減収率が30%を超え、かつ路線損益が赤字の航路
鉄軌道	広島電鉄株式会社、スカイレールサービス株式会社の運行する路線のうち、減収率が30%を超え、かつ路線損益が赤字の路線

※発着地がいずれも県外の路線及び航路は対象外とする。

[別表 3 (第 4 条関係)]

モード	補助金算出方法
バス	<p>【減収率50%以上の路線及び航路】</p> <p>・(路線損益×-1)×1/2</p> <p>【減収率30%以上50%未満の路線及び航路】</p> <p>・(路線損益×-1)×1/3</p>
鉄軌道	<p>※路線の発着地のいずれかが県外の路線は上記の計算式で算出した交付額に1/2を乗じた額を交付額とする。</p>
旅客船	<p>【減収率50%以上の路線及び航路】</p> <p>・(路線損益×-1)×2/3</p> <p>【減収率30%以上50%未満の路線及び航路】</p> <p>・(路線損益×-1)×1/2</p>